

(平成26年2月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

関東（埼玉）厚生年金 事案8223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月30日から同年6月1日まで

A社B工場から同社C工場へ転勤したが、昭和40年5月30日から同年6月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。同一企業内の転勤であって、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚がA社の一般的な異動日は月の初日であった旨供述していることから、昭和40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和40年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、A社（現在は、B社）C事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和19年10月1日及び資格喪失日を21年1月11日である旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和19年頃から20年頃まで
② 昭和24年1月頃から25年末頃まで

私は、昭和19年頃から20年頃までは、D町（現在は、E市）にあったA社C事業所の売店に、24年1月頃から25年末頃までは同社F事業所の売店に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日である者に、厚生年金保険被保険者番号が付されていることが確認できるところ、当該記号番号には、昭和*年*月に発生したG社会保険事務所の火災に伴い、厚生年金保険の被保険者として確認されていないことを示す事故番号が付番されていることが確認できる。

また、B社では、同社が保管する「厚生年金保険台帳H」を提出した上で、「申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、21年1月11日に当該資格を喪失したと認識している。」と述べているとともに、当該

台帳において、前記払出簿と同一の番号が付された被保険者が、19年6月1日を被保険者資格取得日とし、21年1月11日を資格喪失日として届け出られている記録が確認でき、当該期間において申立人の勤務が認められることから、当該記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

さらに、B社に上記台帳が存在し、年金事務所に当該台帳の原本である厚生年金保険被保険者名簿が存在しない理由について、日本年金機構I事務センターでは「E市の管轄であるG社会保険事務所は昭和*年*月の火災により被保険者名簿は焼失していると思われる。当該火災に伴う復元作業は、当時現存する事業所の情報に基づき、同年*月の現存被保険者のみ名簿が作成された。」と述べており、A社C事業所が21年6月に閉業していることが確認できることを踏まえると、当該事業所に係る被保険者名簿は復元されなかったものと推認できる。

なお、昭和19年の厚生年金保険法の法律制定により新たに被保険者となった者の同年6月1日から同年10月1日までの期間は、当該法律の施行準備期間とされ、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であることから、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者として届け出られた者の被保険者期間は同年10月1日から起算することとされている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の復元漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立てに係る厚生年金保険の記録は、申立人が申立期間①のうち昭和19年6月1日から21年1月11日までの期間に継続勤務した事実が推認できること、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められるとともに、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日については19年10月1日、同喪失日については21年1月11日として社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、B社が保管していた「厚生年金保険台帳H」における申立人の未統合記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人自身がA社F事業所売店に「いつ頃まで勤めていたかは覚えていない。」と述べている上、当該期間に同事

務所において社会保険事務を担当していた同僚及び売店に勤めていた同僚が「申立人を覚えていない。」と述べており、申立人の勤務の実態が確認できない。

また、上記同僚のうちの一人は、自分の履歴記録を確認した上で「自分は昭和23年12月にJ学校という企業内学校を終えて売店に入ったが、年金の記録は24年6月からとなっているから半年ほどの見習期間があったと思う。」と述べており、A社F事業所の売店の勤務者は勤務当初の期間、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は19万5,000円、申立期間②は29万3,000円、申立期間③は23万円、申立期間④は32万3,000円、申立期間⑤は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑤までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑤までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成17年分及び18年分の「課税資料回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく17年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額及び18年の1月から9月までの給与から控除され

る社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑤までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 19 万 5,000 円、申立期間②は 29 万 3,000 円、申立期間③は 23 万円、申立期間④は 32 万 3,000 円、申立期間⑤は 23 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑤までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与の記録が無い。当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成18年度の「回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく17年の1月から9月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している平成17年4月10日支給の賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の「異動記録マス

タ+賞与異動記録マスター一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万4,000円、申立期間②は31万5,000円、申立期間③は26万円、申立期間④は23万7,000円、申立期間⑤は23万9,000円、申立期間⑥は18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月10日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月10日
④ 平成20年4月10日
⑤ 平成20年8月10日
⑥ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑥までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑥までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成20年度及び21年度の「回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく平成19年1月から同年12月までの給与から控除される

社会保険料の合計額及び20年1月から同年12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑥までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は30万4,000円、申立期間②は31万5,000円、申立期間③は26万円、申立期間④は23万7,000円、申立期間⑤は23万9,000円、申立期間⑥は18万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑥までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は23万5,000円、申立期間②は22万2,000円、申立期間③は20万3,000円、申立期間④は25万7,000円、申立期間⑤は22万4,000円、申立期間⑥は18万8,000円、申立期間⑦は24万1,000円、申立期間⑧は21万4,000円、申立期間⑨は23万1,000円、申立期間⑩は20万8,000円、申立期間⑪は20万5,000円、申立期間⑫は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成17年から20年までの「給与支払報告書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は23万5,000円、申立期間②は22万2,000円、申立期間③は20万3,000円、申立期間④は25万7,000円、申立期間⑤は22万4,000円、申立期間⑥は18万8,000円、申立期間⑦は24万1,000円、申立期間⑧は21万4,000円、申立期間⑨は23万1,000円、申立期間⑩は20万8,000円、申立期間⑪は20万5,000円、申立期間⑫は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は22万3,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は12万5,000円、申立期間④は16万9,000円、申立期間⑤は33万7,000円、申立期間⑥は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日

各申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の申立期間も含めた平成15年から18

年までの所得照会文書（回答）により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された預金通帳の口座の履歴で確認できる賞与振込額及び所得照会文書（回答）により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 22 万 3,000 円、申立期間②は 20 万円、申立期間③は 12 万 5,000 円、申立期間④は 16 万 9,000 円、申立期間⑤は 33 万 7,000 円、申立期間⑥は 16 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いのないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は22万9,000円、申立期間⑤は23万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

各申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万1,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は22万9,000円、申立

期間⑤は23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いがないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間当時の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8234

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年2月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和47年12月から48年1月までの標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年2月27日まで

A社に昭和42年4月から48年2月まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年12月31日となっているが、複数の同僚の供述により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の昭和48年2月27日と記載されているが、その後、同日の日付印が二重線で取り消されて47年12月31日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に資格喪失日の訂正が行われた者が30人いることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失に係る訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、

事業主が当初社会保険事務所に届け出た、昭和48年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該資格喪失処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所（後に、D事業所。現在は、E事業所）における資格取得日に係る記録を昭和41年6月30日に、資格喪失日に係る記録を43年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和35年10月1日から36年5月10日まで
② 昭和37年5月21日から同年6月1日まで
③ 昭和41年6月30日から同年9月1日まで
④ 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
⑤ 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

昭和29年3月にF事業所に入社し、平成9年3月にD事業所を退社するまで、人事異動により複数の事業所間を移籍したが、途中で退職はしておらず、年金記録に空白期間があるのはおかしい。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A事業所の回答、同社が保管していた「辞令書控」及び同僚の供述から判断すると、申立人はF事業所及びA事業所に継続して勤務し（昭和35年10月1日にF事業所からA事業所へ転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和36年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録、A事業所の回答、同社が保管していた「辞令書控」及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社及びB事業所に継続して勤務し（昭和37年5月21日にA事業所からB事業所へ転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和37年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、
事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事
務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び
周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③及び④について、雇用保険の記録、E事業所の回答及び同
社が保管していた「人事契約書」から判断すると、申立人はB事業所及
びC事業所に継続して勤務し（昭和41年6月30日にB事業所からC事
業所へ転籍、43年6月1日に同社からB事業所へ転籍）、当該期間に
係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め
られる。

また、申立期間③及び④の標準報酬月額については、申立人のC事業
所における昭和41年9月及び43年4月の健康保険厚生年金保険被保険
者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履
行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、
事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事
務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び
周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履
行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と
届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤
って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の
資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同
年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が
納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した
場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当
該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑤について、複数の同僚の供述及びG事業所の回答から判断
すると、申立人はB事業所及びG事業所に継続して勤務し（昭和44年
3月1日にB事業所からG事業所へ転籍）、当該期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和44年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和44年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた際の厚生年金保険の資格喪失日に誤りがある。退職日の9月30日まできちんと出勤し、午前はC営業所にて仕事をし、午後は本社に行ったことを記憶しているが、年金事務所の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「一般的に、雇用保険の加入記録がある期間であり、本来給与から厚生年金保険料を控除すべきである期間について、保険料控除を行わないことは考えられない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和62年8月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和62年10月1

日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月21日から54年5月1日まで
昭和53年8月にC社に入社し、同年11月21日付けで、A社に移籍した。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び同僚が保管していた給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和53年11月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録により、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることが確認できる上、申立期間は申立事業所が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和50年2月28日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード、同社の回答、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和50年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年6月から11年7月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月21日から15年5月1日まで
② 平成15年6月3日から18年8月31日まで

A社とB社でC業務の仕事をしてしたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額より低くなっている。当時の残っている給与明細書を提出するので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち平成9年6月21日から11年8月1日までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成9年6月から同年9月までは30万円、同年10月から11年7月までは26万円）を超える報酬月額（平成9年6月より10年8月までは35万円、同年9月は36万7,496円、同年10月より11年7月までは35万円）の支

払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（36万円）より低い標準報酬月額（34万円）に見合う厚生年金保険料（平成9年6月から同年8月までは2万9,495円、同年9月から11年7月までは3万362円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成9年6月21日から11年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、平成9年6月21日から11年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年8月1日から12年7月1日までの期間、同年10月1日から15年3月1日までの期間及び同年4月1日から15年5月1日までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成12年7月1日から同年10月1日までの期間及び15年3月1日から同年4月1日までの期間については、事業主が申立期間の厚生年金保険料について、「よく分からず控除しており、金額は変えなかったと思う。」としている上、9年9月1日から15年5月1日までの期間のうち、給与明細書のある期間について、給与明細書により厚生年金保険料控除額が一律であることが確認できることから、12年7月1日から同年10月1日までの期間及び15年3月1日から同年4月1日までの期間においても、厚生年金保険料控除額は同額であったと推認され、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②のうち、平成 15 年 6 月 3 日から 16 年 7 月 1 日までの期間及び 17 年 2 月 1 日から 18 年 8 月 31 日までの期間について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を B 社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 2 月 1 日までの期間は、給与明細書が無いが、報酬月額及び社会保険料控除額を前後の期間と同額として計算すると、源泉徴収票の支払金額と社会保険料等の金額とほぼ一致することから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、前後の期間と同額であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届並びに B 社に係る平成 15 年、16 年及び 17 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、申立人の報酬月額を、いずれの年も 26 万円で届け出たことが確認できることから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ているものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年2月5日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間の前後で、A社のC店からD店に異動し、申立期間の記録が無いが、入社時からD店に勤務しており、異動はしておらず、この期間も継続して勤務している。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社総務人事部から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、E事業所D店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年2月5日にE事業所D店で被保険者資格を再取得している9人（申立人を含む。）は、全員が同年1月1日にA社C店で被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が申立期間以前からE事業所D店で継続して勤務していたと供述していることから、E事業所D店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前から、適用事業所であるA社C店の被保険者として加入させていたものと推認できる。

さらに、同僚は、「申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C店における昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年2月5日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間の前後で、A社のC店からD店に異動し、申立期間の記録が無いが、入社時からD店に勤務しており、異動はしておらず、この期間も継続して勤務している。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社総務人事部から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、E事業所D店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年2月5日にE事業所D店で被保険者資格を再取得している9人（申立人を含む。）は、全員が同年1月1日にA社C店で被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が申立期間以前からE事業所D店で継続して勤務していたと供述していることから、E事業所D店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前から、適用事業所であるA社C店の被保険者として加入させていたものと推認できる。

さらに、同僚は、「申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C店における昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①から⑤までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①から⑤までは3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は4万5,000円、申立期間②は7万円、申立期間③は8万3,000円、申立期間④は8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日
④ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は4万5,000円、申立期間②は7万円、申立期間③は8万3,000円、申立期間④は8万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②は14万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、B本社からC支社に出向となった際の申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間は、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社内履歴書、同社からの回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和51年3月1日に同社（B本社）から同社（C支社）に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B本社）における昭和51年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係るA社D事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和36年4月1日、資格喪失日は同年8月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和36年4月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録が無い。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社E出張所から同社C出張所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社E出張所及び同社C出張所において事務を担当していた同僚は、「私は、昭和34年10月1日にA社E出張所から同社C出張所に異動したが、申立人はその前に異動していた。同年

9月1日に同社C出張所で厚生年金保険の被保険者資格を取得するところ、何らかの事情で遅れたものと思われる。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年10月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びA社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で厚生年金保険被保険者記号番号が申立人の基礎年金番号と一致する、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和36年4月1日、資格喪失日は同年8月1日）が確認できる。

さらに、A社D事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚は、「申立人と私はC出張所からD事業所に一緒に異動した。申立人は私の上司であり、F工事を教えてもらった。」と供述しているほか、別の同僚は、「私は昭和36年4月にA社に入社し、初めての現場がD事業所であった。申立人とは数か月であったと思うが、一緒に働いていたことに間違いはない。当該作業所では当時50人ほど働いていたが、G（氏名）という人は申立人しかいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社D事業所における資格取得日は昭和36年4月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 12 月 26 日まで
私は、昭和 33 年 12 月に A 社を退職したが、退職金や一時金を受け取った記憶は無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していた申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 33 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した申立人以外の 17 人の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、16 人（他社に勤務した後に脱退手当金が支給決定された被保険者 4 人を含む。）は脱退手当金の支給記録は確認できないことから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

さらに、脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と 600 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間に欠落があることが分かったが、昭和33年4月からB社を退職する平成元年まで継続して勤務していた。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C工場の回答から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社C工場は、申立人について昭和37年4月20日付けでA社D工場に異動したとしているが、同社D工場は同年7月1日まで厚生年金保険の適用事業所ではなく、同日まで同社D工場の従業員を同一敷地内の同社C工場において厚生年金保険の被保険者とする手続を行っていたものであると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万4,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は申立期間においてB社に出向しており、同社から給与等の支払を受けていたと回答しているところ、B社から提出された「2006年6月賞与支給額計算書」から判断すると、申立人は申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記計算書から確認できる保険料控除額及び賞与額から 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 18 年 6 月 19 日に係る賞与の届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5352

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月まで

昭和 62 年 6 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市から交付された納付書により、申立期間に係る国民年金保険料と夫の保険料を一緒に同市内の農協等で納付期限までに納付していたので、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市から交付された納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を同市内の農協等で納付期限までに納付していたとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳において、住所欄には A 市の記載は無く、平成元年 4 月に同市から転居した後の B 町（現在は、C 市）の住所が記載されており、国民年金手帳記号番号の記号についても、同町を管轄する D 社会保険事務所（当時）が管理する記号であることから、申立人が A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、当委員会において氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 4 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間に係る国民年金保険料について、年度を遡って納付することは可能であるが、申立人は、年度を遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間

に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5353（群馬国民年金事案 531 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和61年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年12月まで
② 昭和61年4月から平成元年2月まで

申立期間①について、自分が所持する国民年金保険料納入票の記録のとおり、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことは間違いなく、還付された記憶も無い。

また、申立期間②について、妻が平成3年頃に郵便局で申立期間②を含む昭和57年11月から平成元年2月までの夫婦二人分の国民年金保険料（約100万円）を追納した。申立期間②に係る国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①に係る国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない上、国民年金保険料還付整理簿の記載にも不合理な点は見当たらないこと、申立期間②については、申立期間②に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は追納に直接関与しておらず、その妻の記憶も明確でなく、保険料の追納状況が不明であることなどから、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、ほかに年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る国民年

金保険料を還付されていないものと認めることはできず、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、A事業所（現在は、B社A事業所）の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 46 年 4 月 1 日となっているが、同年 3 月 29 日からA事業所に勤務していたことが私の所持する「昭和 46 年分給与所得の源泉徴収票」の「就職日」及び「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」の「就職年月日」により証明できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「昭和 46 年分給与所得の源泉徴収票」の「就職日」及び「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」の「就職年月日」は、いずれも昭和 46 年 3 月 29 日となっていることから、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所の総務課に勤務していた同僚は、「当時は月の途中で入所すると厚生年金保険への加入は翌月の1日であった。」と供述している上、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、同所で申立人と同じ昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格取得をしたことが確認できる同僚二人は、一人は同年 3 月 25 日に、別の一人は同年 3 月 29 日にそれぞれ申立人と同様の臨時補充員として同所に入所したと供述している。

また、B社は、申立人の申立期間の給与からの保険料控除について、資料等が無く不明としていることから、申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 5 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで
② 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで

私は、平成 13 年 5 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、入社した 13 年 5 月 1 日から 16 年 2 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 17 年 5 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていたメモ及び平成 13 年 5 月から 17 年 3 月までの銀行の振込記録を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する銀行総合口座通帳において、申立期間に継続して A 社から給与が振り込まれていることが認められることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A 社の事業主は、オンライン記録に一致する被保険者資格の取得確認及び資格喪失通知書を提出した上で、申立人について「申立期間は日給計算の B 社員で正社員ではない。」と述べているとともに、申立期間を含め平成 23 年 3 月まで同社において社会保険事務を担当していた同僚は、「デパート等への C（職種）には、日給月給や勤務日数が少ないことなどから、厚生年金保険に加入していない者がいた。」と述べている。

また、申立人の雇用保険の加入記録及び A 社が加入する D 健康保険組合並びに同厚生年金基金の加入記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が自身と雇用形態が一緒であったとする 5 人の同僚は、

オンライン記録により、いずれも A 社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8232（群馬厚生年金事案 527 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 13 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。1か月だけ勤務したということではなく、申立期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社（平成 17 年 3 月 22 日解散）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは昭和 36 年 6 月 1 日であり、申立期間当時の関連資料が保管されていないこと、同社における同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないこと、同社においては全ての従業員の、その全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえることなどから、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、A社における複数の同僚に改めて照会を行ったが、照会に回答した同僚からは、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について新たな資料及び供述を得ることができず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月29日から同年2月1日まで
② 平成4年12月26日から5年1月頃まで

申立期間①について、A事業所（現在は、B事業所）に平成元年1月31日まで勤務し、同年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されている。

また、申立期間②について、C社に平成5年1月頃まで勤務し、4年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されている。

両申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のB事業所に係る雇用保険の被保険者記録により、申立期間①における勤務が確認でき、申立人が所持する同法人に係る平成元年1月分のものと考えられる給料明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、B事業所は、申立てに係る賃金台帳等の関連資料は保存していないが、申立期間①当時における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除（平成元年1月分の給与から昭和63年12月分の厚生年金保険料を控除する方法）であるとしているところ、上記給料明細書の厚生年金保険料控除額は、申立人の1か月の標準報酬月額に相当する保険料とおおむね一致する。

また、申立期間①当時の同僚6人に照会し、2人から回答が得られたが、同法人における厚生年金保険料の控除方法は不明と回答しているこ

とから、当該1か月分のみ給料明細書に記載の厚生年金保険料をもって申立期間①に係る保険料であるとは判断できない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書及び源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、C社は、保険料は当月控除であるとしているところ、申立人が所持する同社の平成4年12月分の給料支払明細書により、申立人は同年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、被保険者期間を計算する場合には、厚生年金保険法第19条により、月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、同法第14条により、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、平成4年12月を被保険者期間とするには、同年12月31日まで被保険者として継続して勤務していなければならない。

しかしながら、申立人は、C社を辞める時に退職後も働いてほしいと社長に頼まれたので、退職後は時給で働いたと供述しているところ、申立人が所持する平成5年1月分の給料支払明細書により、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した4年12月26日から給与が月給から時給に変更となったことがうかがえること、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されなくなっていること、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載の資格喪失日は、同年12月26日であり（オンライン記録と一致）、健康保険証の返納が確認できることから、申立人は同年12月25日に同社を一旦離職し、同年12月26日以降は、厚生年金保険が適用されない雇用形態に変更になったと推認される。

また、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録及び同社から提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、平成4年12月25日に申立人は同社を離職していることが確認できる上、申立人に係る雇用保険受給資格者証により、申立人は同社を離職したことを理由として、5年1月14日にD公共職業安定所E出張所において求職の申込みを行っていることが確認できる。

加えて、C社は、申立期間②に係る関連資料は保存していないので、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明としており、申立期間②当時の同僚6人に照会し、3人から回答が得られたが、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について不明としている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年8月1日まで
年金事務所の記録では、A社B工場に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和20年8月1日と記録されているが、19年7月から勤務し、毎月保険料が控除されていた。
調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は、申立期間の一部において、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において所在の確認できる全ての同僚（申立人が名前を挙げた同僚を含む）14人に照会し、5人から回答を得たが、申立人の申立期間の勤務実態の詳細を記憶している者はいない。

また、申立事業所は既に解散しており、役員は死亡又は所在が分からず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の年金手帳の番号は、昭和20年8月1日に資格を取得した際に新規に払い出されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、遡って訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。